

「もんじゅ」廃止措置推進チームの開催について

平成 29 年 5 月 25 日
原子力関係閣僚会議申合せ案

1. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」につき、「「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針」（平成28年12月21日原子力関係閣僚会議決定）を踏まえ、その廃止措置を安全かつ着実に進めるため、「もんじゅ」廃止措置推進チーム（以下「推進チーム」という。）を開催する。
2. 推進チームの構成は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

チーム長 内閣官房副長官（参）
副チーム長 文部科学大臣の指名する文部科学副大臣
経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
文部科学省研究開発局長
経済産業省資源エネルギー庁次長

3. 「もんじゅ」の廃止措置、地元自治体との間の連絡・調整等に係る業務を円滑かつ着実に進めるため、推進チームに幹事を置き、推進チームの指定する官職にある者をもって充てる。
4. 推進チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、推進チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。